

第 1 章 公共施設等総合管理計画改訂にあたり

第1節 背景

日本では、これまで整備を行ってきた建物系公共施設及びインフラ施設(以下、公共施設等)の老朽化が進行し、大量に更新時期を迎えることが全国的に大きな行政課題となっています。

本町においても公共施設等の老朽化問題は例外ではなく、本町が維持管理を行っている建物系公共施設の半数以上が築 30 年以上経過しています。(2021(令和 3)年度末時点)

そのような背景のもと、国では 2013(平成 25)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、全国の地方公共団体に対し、2014(平成 26)年4月に「公共施設等総合管理計画の策定」が要請されました。

本町では上記の策定要請を受け、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の現状・将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等を総合的かつ計画的に管理を行うために 2016(平成 28)年度に「久山町公共施設等総合管理計画(初版)」を策定しました。

また、2017(平成 29)年 3 月に「インフラ老朽化対策の今後の取組について」により、できるだけ早い時期に「個別施設計画」を策定するよう全国の自治体に要請があり、具体的な対策内容や実施時期、対策費用を考える必要があるため、施設の老朽化状況を踏まえ、2021(令和 3)年度に「久山町公共施設個別計画」を策定しています。

第2節 公共施設等総合管理計画の改訂について

公共施設等総合管理計画(初版)策定後、2022(令和 4)年 4 月に従来策定指針が改訂され、ユニバーサルデザイン化の推進方針や脱炭素化の推進方針等の要件が新たに追加されました。

従来策定指針において、公共施設等の長寿命化等を計画的に行い、更新費用にかかる財政負担の軽減や公共施設等の最適配置の実現が求められています。

本町では、公共施設等総合管理計画(初版)の改訂(以下、本計画)を行い、財政負担の軽減や行政サービスの水準の確保に向けた取組を実現します。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、久山町公共施設等総合管理計画(初版)では、2016(平成 28)年度から 2025(令和 7)年度までの 10 年間でしたが、本計画で改めて見直しを行い、2023(令和 5)年度から 2032(令和 14)年度の 10 年間とします。ただし、状況に応じて随時見直しを行います。

第4節 本計画の目的

公共施設等の課題を踏まえ、本町においても、町民の皆さまに安心・安全に公共施設等を利用いただけるよう適切な維持管理を推進していきます。

現在そして将来の本町を取り巻く様々な状況を見据えながら、次世代に負担なく公共施設等を引き継いでいくことが必要とされています。

本計画では施設の長寿命化や予防保全の考え方による維持管理や施設の統合・複合化などの検討を行いました。効果的・効率的な施設の有効活用、施設の維持修繕や管理運営に係る民間手法の活用など、施設の今後のあり方について基本的な方向性を示す内容とします。

第5節 本計画の取組体制

これまで公共施設等の管理は、それぞれの所管課が独自に行ってきました。これは、施設の運営実態に見合った管理が行えることや、意思決定が迅速に行えるなどのメリットから採用されてきました。

しかし、各所管課がバラバラに管理を行うことで、設計や修繕の記録が散逸、管理レベルに差が出るなど、弊害が出ていることも明らかです。

さらに、近年、財政状況の厳しさが増していることで、特に費用面での無駄を更に減らす必要があることなどから、町全体で管理レベルを最適化して統一するほうが良いと考えられます。

そこで公共施設等の更新や廃止、統合などの検討や対応が必要な場合は、庁内の横断的な調整を実施し、各課長で構成する政策会議の中で議論を行うことが重要です。

また、町民生活に大きな影響を及ぼすことが想定される場合は、議会での議論はもとより、地域住民や施設利用者への十分な情報提供や意見交換を行いながら進めていきます。

第6節 本計画の位置づけ

本計画は国が示している「インフラ長寿命化基本計画」による地方公共団体に対しての「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当する計画です。

本計画は、本町最上位計画である「久山町総合計画」との整合を図りながら、建物系公共施設やインフラ施設を対象とした個別施設計画と併せて公共施設等における基本的な取り組みを示すものです。

図表 1 【本計画の位置づけ】

